



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第534号 令和4年12月27日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
727	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
728	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課
729	土地改良区の役員の退任について届出があ った件	農山漁村振興課
730	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
731	保安林の指定施業要件を変更する予定にし た件	同
732	森林管理重点地域の指定をする件	同
733	歳入の指定納付受託者を指定した件	建設管理課
734	道路の区域を変更する件	道路整備課
735	同	同
736	道路協力団体を指定した件	同

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
7	漁業法の規定に基づき徳島県海域における やす及びは具の使用を禁止する件	

徳島県告示第七百二十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
パージアンドトラップ濃縮導入装置付きガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県危機管理環境部環境管理課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年十月三十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社
東京都港区港南一丁目二―七〇
- 五 落札金額
六十三万四千二百六十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年九月二十日

徳島県告示第七百二十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の

一〇まで

徳島県告示第七百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
桑野土地改良区
- 二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	吉本政記	阿南市桑野町山路九五

徳島県告示第七百三十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所
阿南市大田井町松ノ岡九二

二 指定の目的
水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び阿南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七百三十一号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝浦郡上勝町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七百三十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二の一部、三八の五、三八の六及び三八の八から

三八の一〇まで

徳島県告示第七百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA	令和四年十二月五日

徳島県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
139	船戸切幡上板	阿波市市場町市場字上野 段一三一番六地先から 同 興崎字北分 三番一地先まで	阿波市市場町市場字上野 段一三一番一から 同 興崎字北分 三番一地先まで	旧	三・四〇七・九	一三二・〇
				新	七・八〇一九・二	一二二・〇

徳島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号					路線名		区 間		新旧 の別		敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
301					久尾穴喰浦		海部郡海陽町久保字松 本一三八番三地从先から 同 一四一番六地先まで 海部郡海陽町久保字松 本一四〇番一地从先から 同 取二七五番一地先まで 海部郡海陽町久保字松 本一三八番三から 同 一四一番一地先まで 海部郡海陽町久保字松 本一四〇番一地从先から 同 取二七五番一地先まで 海部郡海陽町久保字板 取一八八番から 同 八八番二まで		新		一〇・二〃一三七・三	四九一・二
									旧		九・三〃四六・一	六六〇・一
											九・五〃一九・四	二〇一・七
											一〇・二〃一九・四	二〇一・七
											九・三〃四三・九	六六〇・一

徳島県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の六十第一項の規定に基づき、道路協力団体を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

団 体 の 名 称	住 所	事務所の所在地
クリーン加茂町28・282	地 阿南市加茂町不け五四番	地 阿南市加茂町不け五四番

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年十二月二十七日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「やす」とは、鋭利な金具を棒の先端に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいい、「は具」とは、岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ落として採捕する道具で、熊手及び移植ごてを除くものをいう。

二 指示の内容

徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内においては、「やす」及び「は具」を用いて水産動植物を採捕してはならない。

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号（以下「規則」という。））第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。
- 3 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。

- 4 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第四十二条の許可を受けた者が、当該許可に基づいて採捕する場合。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和五年十二月三十一日までとする。